【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成17年9月29日
【発行者名】	FCレジデンシャル投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員　　金　子　幸　司
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目15番1号 六本木ヒルズけやき坂テラス6階
【事務連絡者氏名】	FCリート・アドバイザーズ株式会社 執行役員管理部長　倉　澤　伊　佐　夫
【電話番号】	03-5413-5343
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】	FCレジデンシャル投資法人
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 14,728,800,000円 売出価額の総額:オーバーアロットメントによる売出し 190,000,000円 (注1) 発行価額の総額は、本書の日付現在における見込額です。ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 (注2) 売出価額の総額は、本書の日付現在における見込額です。ただし、今回の売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、本投資証券400口を上限として行われる予定のオーバーアロットメントによる売出しであり、売出価額の総額はその上限を示したものです。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本投資法人は、平成17年9月8日付をもって提出した有価証券届出書（平成17年9月26日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み）の記載内容の一部を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正箇所及び訂正事項】

第二部　ファンド情報

第1　ファンドの状況

4　手数料等及び税金

(3)　管理報酬等

＿＿＿＿の部分は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】
第1【ファンドの状況】
4【手数料等及び税金】
(3)【管理報酬等】
②　資産運用会社への資産運用報酬（規約第38条及び別紙1）

＜訂正前＞

（前略）

（イ）　運用報酬1

本投資法人の直前営業期間の決算日における貸借対照表（投信法第131条第1項の承認を受けたものに限ります。）に記載された総資産額に、年率0.4%（ただし、第1期は年率0.2%、第2期は年率0.3%）を乗じた額（1年365日として直前営業期間の実日数による日割計算）（1円未満切捨て）を上限として、支払うものとします。

（ロ）　運用報酬2

本投資法人の各営業期間における本運用報酬2の金額を控除する前の分配可能金額に、3.0%を乗じた額（1円未満切捨て）を上限として、支払うものとします。

（ハ）　取得報酬

本投資法人が不動産等の特定資産を取得した場合において、その取得価額の1.0%を上限とする料率を乗じた額を支払うものとします。

（ニ）　譲渡報酬

本投資法人が不動産等の特定資産を譲渡した場合において、その譲渡価格の1.0%を上限とする料率を乗じた額を支払うものとします。

＜訂正後＞

（前略）

（イ）　運用報酬1

本投資法人の直前営業期間の決算日における貸借対照表（投信法第131条第1項の承認を受けたものに限ります。）に記載された総資産額に、年率0.4%（ただし、第1期は年率0.2%、第2期は年率0.3%）を乗じた額（1年365日として直前営業期間の実日数による日割計算）（1円未満切捨て）を上限として、当該承認を受けた日（以下「決算承認日」といいます。）から2か月以内に資産運用会社の指定する銀行口座へ振込又は口座振替（振込手数料または振替手数料は本投資法人の負担とします。）の方法により、支払うものとします。

（ロ）　運用報酬2

本投資法人の各営業期間における本運用報酬2の金額を控除する前の分配可能金額に、3.0%を乗じた額（1円未満切捨て）を上限として、決算承認日から1か月以内に資産運用会社の指定する銀行口座へ振込又は口座振替（振込手数料または振替手数料は本投資法人の負担とします。）の方法により、支払うものとします。

（ハ）　取得報酬

本投資法人が不動産等の特定資産を取得した場合において、その取得価額の1.0%を上限とする料率を乗じた額を、当該特定資産の権利移転の効力が生じた日から1か月以内に資産運用会社の指定する銀行口座へ振込又は口座振替（振込手数料または振替手数料は本投資法人の負担とします。）の方法により、支払うものとします。

なお、本投資法人が第1期の営業期間中に生じた取得報酬の支払時期は資産運用会社が本投資法人に当該取得報酬を請求してから1か月以内とします。

(ニ) 譲渡報酬

本投資法人が不動産等の特定資産を譲渡した場合において、その譲渡価格の1.0%を上限とする料率を乗じた額を、当該特定資産の権利移転の効力が生じた日から1か月以内に資産運用会社の指定する銀行口座へ振込又は口座振替（振込手数料または振替手数料は本投資法人の負担とします。）の方法により、支払うものとします。